第1回検討会資料を一部修正

参考資料1

野生鳥獣に関する感染症対策としての鳥獣保護管理方針 検討について

【1. 背景・目的】

環境省では、これまで野生鳥獣に関する感染症について、鳥獣への影響や社会的及び経済的な影響が大きい高病原性鳥インフルエンザや豚熱といった特定の感染症への応急的な対応を中心として対策を進めてきた。また、国際的には、人の健康、家畜・愛玩動物等の動物の健康、自然生態系の健全性にも十分に気を配り、一体的に守っていくワンヘルスの考え方が高まってきている。我が国に生息する鳥獣は、前述の特定の感染症以外にも様々な感染症の病原体を保有することが知られている。公衆衛生及び家畜衛生の各分野では、一定のリスク評価に基づく感染症対策が実施されているが、生物多様性保全の観点でのリスク評価は行われておらず、野生鳥獣に関する感染症対策も限定的なものとなっている。このため、国内の野生鳥獣に関する感染症対策も限定的なものとなっている。このため、国内の野生鳥獣に関する感染症でのいての情報を広く収集し、生物多様性保全の観点でのリスク評価や、感染症対策の観点からの鳥獣の保護及び管理に取り組んでいくことが求められている。

本検討では、野生鳥獣に関する感染症による生物多様性への影響のほか、ヒトや家畜などの動物へも影響のある感染症について、その影響を抑制又はできる限り低減するため、あらかじめそのリスクを評価するとともに、環境省としての優先度も踏まえながら、早期発見・迅速な対応を図るための監視、発生が確認された場合の対応・防疫措置や、野生鳥獣における感染の拡大防止・早期収束のための体制等を検討することを目的とする。

<本検討会における検討事項>

我が国の感染症対策に生物多様性保全分野から貢献するため、

- (1) 国内における野生鳥獣に関する感染症の既存情報を利用した実態把握・リスク評価等を踏まえ、調査や対策の優先度を検討。
 - ①国内の希少鳥獣や個体群の保全のために優先・注目すべき感染症、鳥獣、地域等、 生物多様性保全の観点からのリスクを検討
 - ②公衆衛生や家畜衛生のリスクが高い感染症(感染症法や家畜伝染病予防法等で高リスクとされている感染症)については、生物多様性保全行政の立場から環境省として、どのような協力ができるかの検討(例:検体収集への協力、個体数調整による野生鳥獣の個体数管理等)
- (2) 希少種等への感染症リスクを低減するための野生鳥獣の保護管理手法の検討。
- (3) サーベイランス、情報共有等を行っていくための体制の検討、それらを踏まえたモデル事業の実施及び検証。

【2. 検討スケジュール(予定)】

<全体スケジュール(予定)>

年度	実施予定内容
令和3 (2021) 年度	検討会の設置野生鳥獣に関する感染症の実態把握
	・既存文献やヒアリング結果をもとに、国内の取組状況、海
	外の取組状況の整理を行う。
	● スクリーニングとリスク評価
	・公衆衛生、家畜衛生分野は、法令により一定のリスク評価
	がされているが、生物多様性の観点でのリスク評価は実施さ
	れていないため、生物多様性保全の観点でのリスク評価を実
	施する。
	● モデル事業内容(案)の検討
	・特に生物多様性保全の観点での優先度の高い感染症に係る
	特定の地域、鳥獣種などについて、希少種の保全、大量死の
	防止、ヒトや家畜への対策協力など、いくつかの観点でのモ
	デル事業を検討。
令和4 (2022) ~	● モデル事業計画の作成、モデル事業の実施
令和 5 (2023)年度	・特に生物多様性保全の観点から優先度の高い感染症にかか
	る特定の地域、鳥獣種を対象に、サーベイランスの体制や対
	策も考慮した、モデル事業 (3事業程度を想定) の計画を作
	成する。
	・モデル事業を実施し、その結果を検証する。
	・検証結果等をもとに、野生鳥獣に関する感染症対策として
	の鳥獣保護管理について検討する(※必要に応じて次期フェ
	ーズで必要なモデル事業、体制等を検討する)。

<令和3 (2021) 年度スケジュール (予定) >

	実施予定内容
12月20日	第1回野生鳥獣に関する感染症対策としての鳥獣保護管理方針検討会
(月)	・検討会の設置
	・野生鳥獣に関する感染症に係る国内外の取組状況(中間報告)
	・スクリーニングとリスク評価の考え方
2月2日	第2回野生鳥獣に関する感染症対策としての鳥獣保護管理方針検討会
(水)	・スクリーニング・リスク分析・リスク評価(中間報告)
	・モデル事業内容(案)について 等
3月2日	第3回野生鳥獣に関する感染症対策としての鳥獣保護管理方針検討会
(水)	・スクリーニング・リスク分析・リスク評価(中間報告)
	・モデル事業内容(案)について 等

【3. 検討にあたって】

(1)「野生鳥獣に関する感染症」について

本検討では、図1の①~④に該当する感染症を「野生鳥獣に関する感染症」と定義し、 本検討会における検討の対象とする。

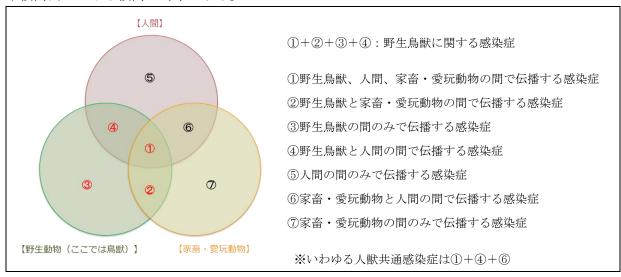


図1 本検討会が対象とする野生鳥獣に関する感染症(①~④)

(2) 関係省庁との役割分担

野生鳥獣に関する感染症のうち、野生鳥獣と人間や家畜との間で伝播する感染症(①、②、 ④)の、公衆衛生上もしくは家畜衛生上問題となる感染症については、それぞれを所管する 省庁が対策を実施している(図2)。

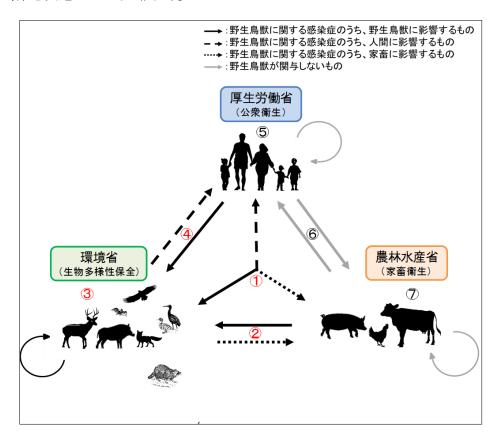


図2 各省庁の役割分担

公衆衛生上または家畜衛生上の影響が大きい感染症については、厚生労働省または農林水産省が対応。 感染症(①~⑦)の整理は、図1を踏襲。

(3) リスク評価について

- ・公衆衛生、家畜衛生分野は、法令により一定のリスク評価がされているが、生物多様性の 観点でのリスク評価は実施されていないため、今回リスク評価を実施する。
- ▶ 生物多様性保全の観点でのリスクの高い感染症(国内の希少鳥獣や個体群の保全等のために優先・注目すべき感染症)については、環境省としての対策を検討。
- ▶ 生物多様性の保全の観点でリスクも高く、ヒトや家畜へのリスクが高い感染症については、公衆衛生・家畜衛生分野への協力も検討(検体収集や捕獲強化への協力等)